

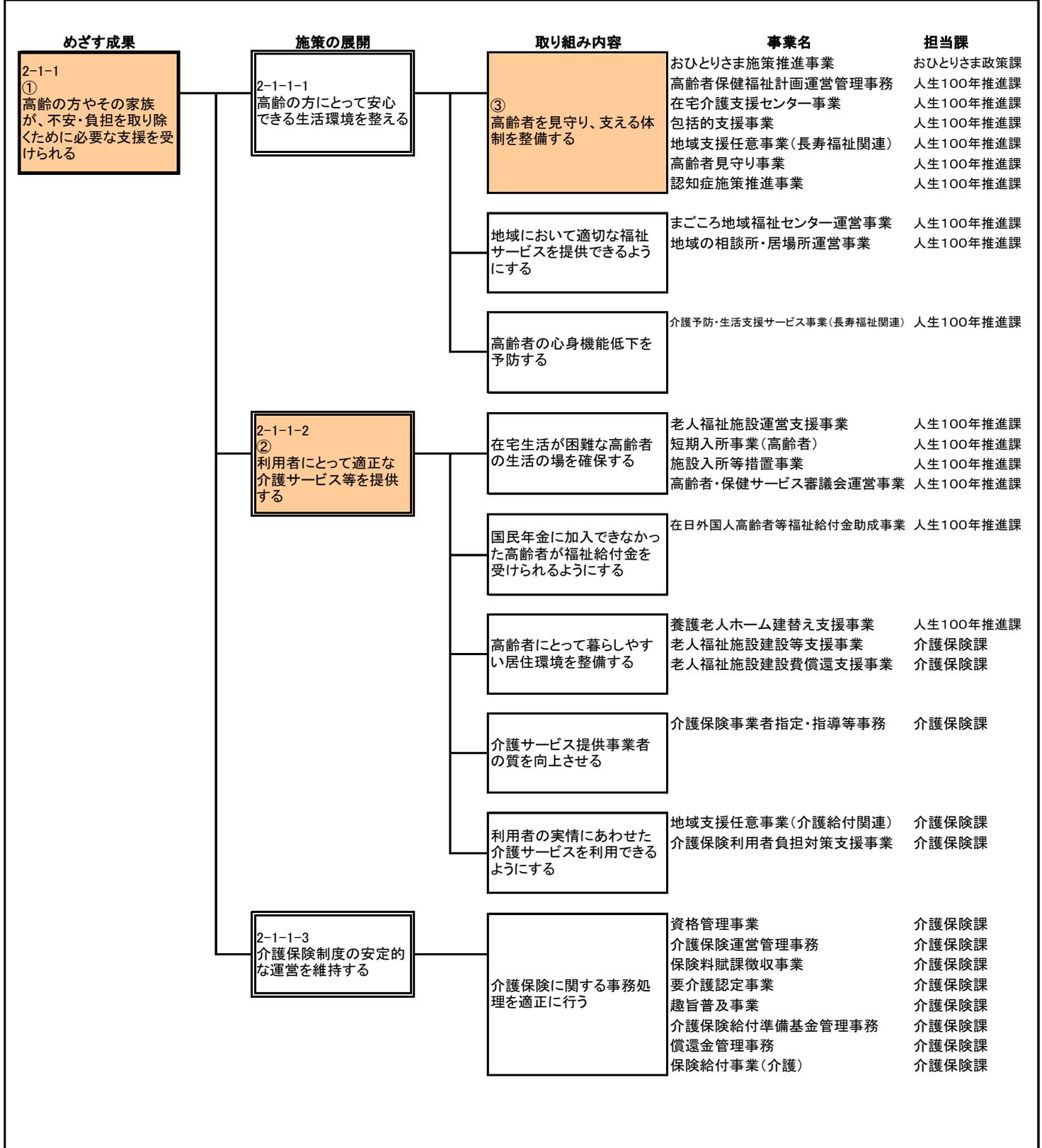
施策評価（一次評価）

個別目標 2 - 1

令和4年度施策評価（一次評価）

健康領域	人の健康	
基本目標	2	一人ひとりがささえの手を実感できるまち
個別目標	2-1	高齢の方や障がいのある方への支援を充実する
めざす成果	2-1-1-1	高齢の方やその家族が、不安・負担を取り除くために必要な支援を受けられる
	2-1-1-2	障がいのある方が地域の中で自立した生活を送っている

「めざす成果」を達成するための施策展開（ロジックツリー）



(単位：千円)

◎所管部長：健康福祉部長 樋田 久美子

総事業費 (予算)	H31(R1) 18,581,551	R2 19,502,041	R3 20,293,652	R4 21,047,871
--------------	-----------------------	------------------	------------------	------------------

成果を計る主な指標	前期基本計画期間 (R1～R5年度)					
	計画当初値	実績値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	中間目標値 (R3)	最終目標値 (R5)
① 介護を必要とする人が安心して暮らしていると思う市民の割合	49.4%			56.3%	54.5%	56.5%
② 介護サービス利用者の満足度の割合	68.1%		68.5%		73.1%	75.1%
③ 認知症サポーターとなっている市民の割合	5.0%	7.0%	7.3%	8.2%	10.0%	13.0%

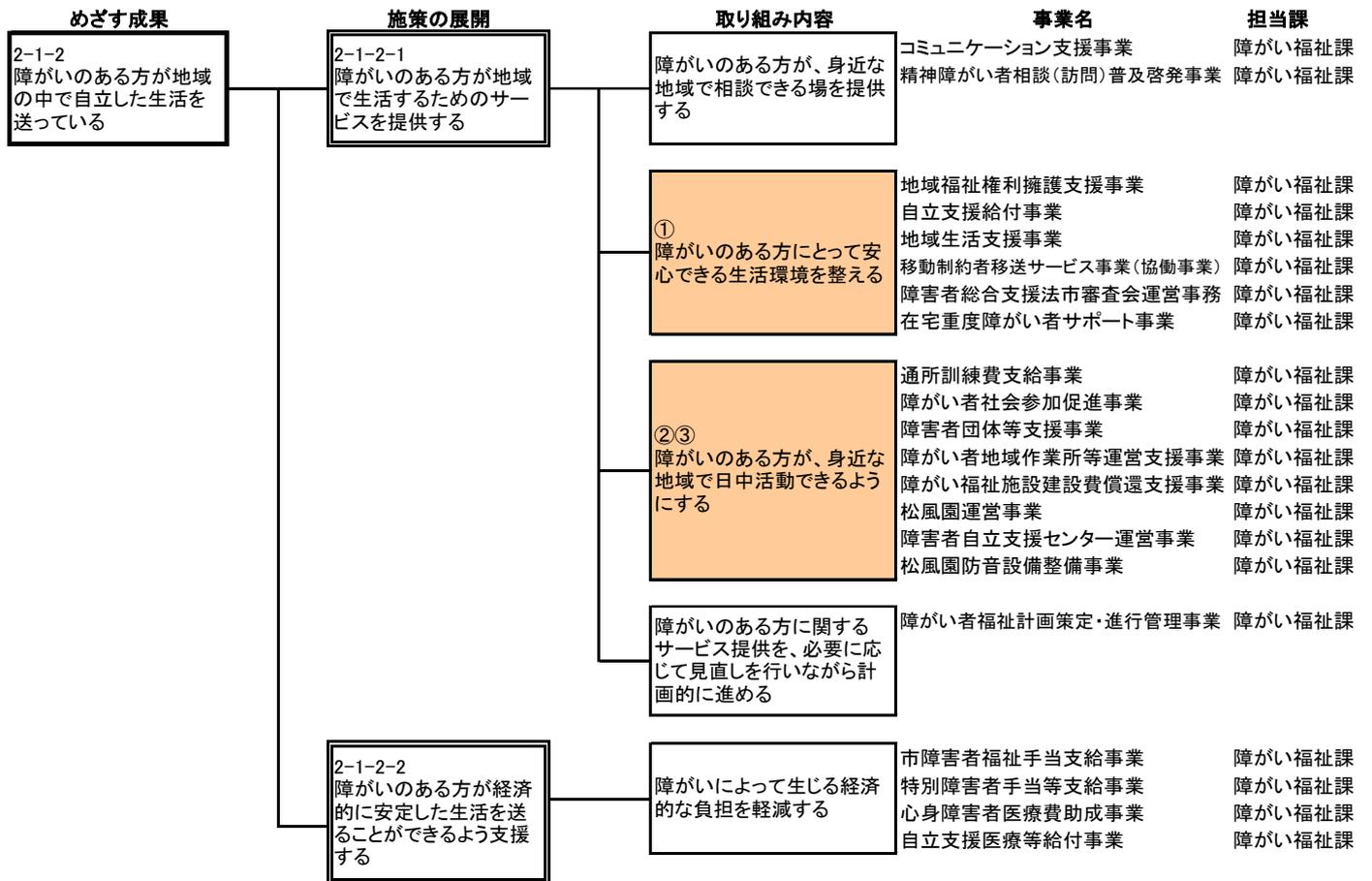
これまでの成果	<p>【高齢の方にとって安心できる生活環境を整える】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■高齢のひとり暮らしの方などを対象として、葬儀や納骨などの生前契約に関するサポートを行いました。 ■専門の相談員である「わたしの終活コンシェルジュ」による、終活に関する相談を実施しました。新型コロナウイルス感染症の蔓延により、終活への関心は高まり、令和3年度の終活相談件数は前年度との比較で約1.8倍に増加しました。(相談件数：(R2)161件、(R3)285件) ■コロナ禍で外出が制限される中でも、高齢の方の不安を解消できるよう、『ちょっと話そう「もしもし電話」』(R2.12.1～R3.6.2において延べ243件対応)の開設や、自宅で終活について学ぶための「終活クイズ」を実施しました。 ■在宅高齢者の日常生活における不安の解消のため、ひとり暮らしの高齢の方に向けて高齢者見守り(緊急通報)システムを設置しました。(R3年度末利用者数:721人) <p>【利用者にとって適正な介護サービス等を提供する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■経済的及び環境上の理由等により、在宅での養護や介護サービスの利用が困難である高齢の方に対して、老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入所の措置を実施しました(R3年度実績：(新規措置者数)3人、(年度末措置者数)15人)。また、介護者の不在等により一時的に在宅生活が困難となった高齢の方に対して、短期入所できる養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを確保しました(R3年度利用延べ人数：16人)。 ■在宅サービスと施設サービスのバランスを保ちながら介護サービスの充実を図るため、特別養護老人ホームや看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備を推進しました。 ■安心して介護サービス等を利用できるよう、介護事業者の指定及び指導を適切に実施することにより、介護サービス等の質の確保や保険給付の適正化を図りました。 ■介護保険の給付実績の検証として、ケアマネジャーにヒアリングシートを送付し回答を求めることにより適正な給付であったことを確認しました。(R3年度送付回数：3回(送付先：229件)) <p>【介護保険制度の安定的な運営を維持する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■65歳以上の第1号被保険者に対して、課税状況、所得状況に応じて適正な介護保険料を賦課しました。また、未納者への督促、催告及び滞納整理を実施しました。 ■被保険者が心身の状況に応じた、適切な介護給付を受けることができるよう、適正な要介護認定を行いました。
---------	--

成果に対する評価と課題	<p>【高齢の方にとって安心できる生活環境を整える】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■コロナ禍のなか、『ちょっと話そう「もしもし電話」』や「終活クイズ」などの取り組みを新たに実施したことで、高齢のひとり暮らしの方々の孤立感や不安感の軽減に寄与できたものと考えてます。今後、新型コロナの状況を注視しながら、高齢のおひとりさまが健康で安心した生活を送れるよう、外出や社会交流の促進に努めていきます。 ■高齢者見守り(緊急通報)システムは、在宅高齢者等を見守る上で、欠かせないものになっており、設置件数も増加しています。今後も高齢の方が増加していく中で、多様な見守り施策を進め、必要時に適切な支援を提供できる体制を構築していく必要があります。 <p>【利用者にとって適正な介護サービス等を提供する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■老人福祉法に基づく措置を必要とする高齢の方の適切な処遇確保に引き続き取り組む必要があります。また、高齢の方の増加に伴い、虐待などの問題も増加しており、在宅生活が困難となる高齢の方に緊急的に対応するため、短期入所など、円滑な受け入れ態勢を整えておく必要があります。 ■在宅生活の継続を希望する人、在宅生活が難しくなった人、それぞれに応じた介護サービスを安心して受けられる環境が整備されました。今後も要介護者等のニーズを把握し、適切な施設整備を行っていく必要があります。 ■今後も増加が見込まれる介護事業者に対し、指定・指導、虐待発生時の対応など、各種取り組みを適切かつ効率的・効果的に行っていく必要があります。 ■介護保険の給付実績について検証したことにより、給付適正化を図ることができました。今後もケアマネジャーからのヒアリングシートによる確認を実施し、給付の適正化に努めます。 <p>【介護保険制度の安定的な運営を維持する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■第1号被保険者数の伸びに伴い増加する賦課徴収件数に対応できるよう、より効率的な事業の実施が求められます。また、保険料の算定方法などに対する問合せも増えており、納付者目線に立ったわかりやすい送付文書の作成、納付忘れを防ぐための対策などが必要です。 ■高齢化の進展により要介護認定申請件数は増加しており、それに伴い事務量も増加傾向にあることから、適切かつ効率的に認定事務を進めることが必要です。
-------------	---

令和4年度施策評価（一次評価）

健康領域	人の健康	
基本目標	2	一人ひとりがささえの手を実感できるまち
個別目標	2-1	高齢の方や障がいのある方への支援を充実する
めざす成果	2-1-1	高齢の方やその家族が、不安・負担を取り除くために必要な支援を受けら
	2-1-2	障がいのある方が地域の中で自立した生活を送っている

「めざす成果」を達成するための施策展開（ロジックツリー）



(単位：千円)

◎所管部長：健康福祉部長 樋田 久美子

総事業費 (予算)	H31(R1) 5,059,317	R2 5,163,352	R3 5,805,499	R4 5,883,653
--------------	----------------------	-----------------	-----------------	-----------------

成果を計る主な指標	前期基本計画期間 (R1～R5年度)					
	計画当初値	実績値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	中間目標値 (R3)	最終目標値 (R5)
① 障がい者の地域生活移行者数 (累計)	0人	3人	4人	4人	15人	22人
② 一般就労への移行者数	37人	45人	36人		49人	56人
③ 就労移行支援事業の利用者数	81人	86人	92人	110人	129人	150人

【障がいのある方が地域で生活するためのサービスを提供する】

- 聴覚障がい者や音声言語障がい者の意思疎通の円滑化のため、手話通訳者の窓口設置や派遣、手話通訳者養成講座を実施しました。
- 精神障がい者やその家族等を対象に保健師が訪問、面接、電話等による相談を行い、関係機関と連携して生活を支える支援を行いました。
- 知的障がい者や精神障がい者の権利擁護のため、社会福祉協議会の事業への補助、成年後見人申立て費用の助成を行いました。
- 重度の障がい児者などの在宅生活支援のため、必要なサービスを提供するとともに、福祉タクシー券交付、紙おむつ支給、福祉車両利用助成などを実施しました。
- 障がい者等が、自立して日常生活や社会生活を営むために必要なサービス (居宅介護、短期入所、補装具費の助成など) を提供しました。
- 障がい者等の障がい特性や生活環境に応じた日常生活等を支援するため、移動支援、日常生活用具給付、グループホームの家賃助成や相談事業を行いました。
- 障害者介護給付費等のサービス利用を希望する障がい者を対象として、障害支援区分を判定するために審査会を開催しました。
- 障がい福祉施設を運営する社会福祉法人などの経営安定のため、旧地域作業所 (2箇所) 等の家賃補助等を実施するとともに、神奈川県と協調し、障がい福祉施設建設に伴う借入金償還元金の一部を助成しました (R1: 4件、R2, 3: 各3件)。
- 知的障がいのある児童の通園事業を実施する第1松風園、18歳以上の知的障がい者の生活介護事業を実施する第2松風園の運営について、令和2年度から5年間の指定管理者に社会福祉法人大和しらかし会を選定しました。また、老朽化した松風園の空調設備や防音設備について、令和2～3年度に整備工事を行いました。
- 障がい児者や難病患者の地域生活支援のために、相談支援事業や就労移行事業等を実施する障害者自立支援センターの運営について、令和3年度から5年間、社会福祉法人すずらんのを指定管理者に選定しました。
- 障がい者福祉施策の基本的な方向性を定め、必要な施策を推進するため、令和元年度に障がい者福祉計画、令和2年度に障がい福祉計画、障がい児福祉計画を策定しました。

【障害のある方が経済的に安定した生活を送ることができるように支援する】

- 在宅の重度、中度の障がい者に対して、市障害者福祉手当 (月額3,000円) を年2回支給しました。
- 常時介護を要する在宅障がい児者に対して、国制度に基づき、国手当 (特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当) を年4回支給しました。
- 重度障がい児者の医療費負担の軽減のため、申請により心身障害者医療証を交付しました。
- 身体障がい児者や精神医療を継続的に要する精神障がい者の申請により、医療費助成のため自立支援医療受給者証を交付しました。

【障がいのある方が地域で生活するためのサービスを提供する】

- 精神障がい者の地域移行 (精神科病院等に入院されている方が、住みなれた地域で、ご自身の意向に沿って地域生活ができること) が進んでいることから、これまで以上に関係機関と連携して支援を行う必要があります。
- 自立支援給付費の支給は、障がい者が自立した生活を営む上で不可欠ですが、事業所の従事者が慢性的に不足している側面もあるため、国や県に報酬単価見直し等の働きかけを行いながら利用者ニーズの対応に努めます。
- 地域生活支援事業は障がい者等の地域生活のために必要不可欠な事業であり、対象者が増加傾向の中、利用者ニーズを把握し、必要に応じて適宜事業を見直していきます。
- 障害者介護給付サービス利用者増加に伴い障害支援区分判定に係る審査件数も増加することから、必要に応じて審査会の開催回数を増やして対応します。
- 旧地域作業所が障害者総合支援法に規定された障害者サービス事業所に該当することとなり、市が関与する必要性が低下しつつあることから、事業所との協議により、令和3年度で家賃補助等を終了しました。
- 第1・第2松風園については、利用希望者が多いため、感染防止対策を講じつつ、利用者や家族への支援をさらに充実するとともに、建物や設備の老朽化に対して今後も修繕により対応していくことも必要です。
- 障害者自立支援センターについては就労移行支援事業や相談支援事業、自立支援協議会の充実を図ります。
- 障がい者福祉計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の円滑な進行のため審議会を開催し、計画の進行管理を行います。また、障がい福祉計画の期間終了に伴い、令和5年度に次期計画策定に取り組みます。

【障害のある方が経済的に安定した生活を送ることができるように支援する】

- 市手当については、増額や対象者範囲の拡大を望む声もありますが、受給者数が徐々に増加している中で事業を安定的に運営するため、当面は現状の実施内容でもって継続することが適当と考えます。
- 国手当は就労困難な障がい者や障がい児の保護者にとって生活安定の一助となることから、受給対象となる方の申請を促進できるように、市としても広報や手引きによる制度案内を積極的に進めます。
- 重度障がい児者の医療負担軽減に関する事業 (心身障害者医療費助成) について、現状、安定して運営できており、医療証の交付対象者数が大きく変動する見込みもないため、今後も同規模の予算を確保して継続することが適当と考えます。
- 自立支援医療の費用助成に関する事業について、心身障害者医療費助成の対象外の方からの申請や精神科通院に対する助成の申請が増加傾向にあるため、特定疾病の医療保険を併用する受給者情報を的確に把握し、医療費助成の適正化を図る必要があります。

これまでの成果

成果に対する評価と課題

めざす成果		2-1-1 高齢の方やその家族が、不安・負担を取り除くために必要な支援を受けられる			
事務事業名	R1決算額	R2決算額	R3決算額	R4予算額	
	法令等の義務	実施手法	財源構成		
事務事業の目的					
おひとりさま施策推進事業	695	1,052	1,458	1,860	
	無	直営	一財		
主に高齢のひとり暮らしの方々などが健康で安心して暮らせるよう、おひとりさま施策の推進を図ります。					
包括的支援事業	274,499	283,632	283,265	305,729	
	有	直営・委託	国・県・一財		
高齢の方が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送るため、心身の健康の保持等の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。					
地域支援任意事業（長寿福祉関連）	15,848	15,723	17,279	21,679	
	一部有	直営・委託	国・県・他・一財		
要介護高齢者等及びその介護者に対して、介護負担の軽減を図り、より安心して在宅生活が送れるように支援します。					
高齢者見守り事業	14,856	15,759	16,686	18,768	
	無	直営・委託	一財		
在宅高齢者の日常生活における不安を解消します。					
認知症施策推進事業	976	890	889	1,452	
	無	直営	一財		
認知症の人やその家族が安心して暮らせる環境を整えます。					
介護予防・生活支援サービス事業（長寿福祉関連）	42,665	26,050	39,959	54,732	
	有	委託	国・県・他・一財		
要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防等を行い、一人ひとりが活動的で生きがいのある生活を送ることができることを目的とします。					
老人福祉施設建設等支援事業	15,711	15	5,875	17	
	一部有	直営	県・一財		
老人福祉施設等の整備を推進します。					
介護保険事業者指定・指導等事務	3,328	1,085	1,882	4,375	
	有	直営	一財		
利用者が安心して介護保険サービスを受けることができる環境を整えます。					
地域支援任意事業（介護給付関連）	13,846	10,463	8,857	14,504	
	一部有	直営	国・県・一財		
利用者が安心して介護サービスを利用できるように、介護サービスの質を向上させます。					
保険料賦課徴収事業	14,023	15,023	15,304	17,365	
	有	直営	一財		
介護保険制度運営財源の確保をします。					
要介護認定事業	126,455	115,153	152,384	210,703	
	有	直営・委託	一財		
被保険者が介護保険のサービス（保険給付）を受ける要件を満たしているか確認を行います。					

主要な事務事業の内容

めざす成果	2-1-2	障がいのある方が地域の中で自立した生活を送っている
-------	-------	---------------------------

主要な事業事業の内容	事務事業名	R1決算額	R2決算額	R3決算額	R4予算額
	事務事業の目的	法令等の義務	実施手法	財源構成	
	自立支援給付事業	3,422,116	3,727,881	3,918,185	4,317,261
		有	直営	国・県・一財	
	障がい者及び難病患者等が、日常生活及び社会生活を営むために、必要な支援を受けることができるようにします。				
	地域生活支援事業	176,189	165,900	173,917	196,070
		有	直営・委託	国・県・一財	
	障がい者及び難病患者等が、利用者の個々の状態に応じ、地域の実態に沿った支援を受け、地域生活を営むことができるようにします。				
	移動制約者移送サービス事業（協働事業）	400	400	400	400
		無	直営	一財	
移動に制約のある高齢者や障がい児者の外出を支援します。					
障がい者地域作業所等運営支援事業	16,159	13,923	13,273	0	
	無	直営	一財		
企業就労等が困難な障がい者に対して、福祉的就労の場を確保します。					

【注釈】 <法令等の義務> 法律または政省令による事業実施根拠の有無
 <実施手法> 直営、委託、指定管理から選択。同一事業内で実施手法が混在するケース有り
 <財源構成> 一財：一般財源 国：国庫補助金等 県：県費補助金等 市：市債 他：その他特定財源